

令和6年度 宇土市職員採用試験実施要領

宇土市では、令和6年度職員採用試験(令和7年度採用)を次の要領で実施します。

1 試験職種及び採用予定人員等

区分	職種	採用予定数	勤務先及び職務内容
職務経験者	一般事務	3人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。
	建築	2人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主に専門技術業務に従事します。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格要件

区分	職種	生年月日及び資格要件
職務経験者	一般事務	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、次に該当する方 ア 民間企業等(官公庁含む)における正規職員として、直近5年のうち3年以上有する方
	建築	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、次のすべてに該当する方 ア 1級建築士又は2級建築士の資格を有する方 イ 民間企業等(建設会社、設計会社等)における正規職員として、建築工事の設計、積算、監督業務等の職務経験を直近5年のうち3年以上有する方

(2) 次の1つに該当する方は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③ 宇土市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ④ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ⑤ 職務経験者・建築については、本年7月に本市で実施した同職種の試験を受験された方

(3) 職務経験者の資格要件について

- ① 「職務経験を直近5年」の基準日・算定の対象となる期間は次のとおりです。

要件	基準日	算定の対象となる期間
5年	令和6年11月30日	令和元年12月1日から令和6年11月30日

- ② 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、同一の組織で正規職員として、3年以上継続就業した期間が該当します。
- ③ 産前産後休暇は経験年数に通算できますが、育児休業、病気等による休業(職)期間は通算

できません。

- ④ 1ヶ月未満の職務期間は30日を1ヶ月として計算します。
- ⑤ 最終合格決定後、職務経験確認のため「職歴証明書」(別様式あり)や「確定申告書の写し(自営業者など)」等を提出いただきますが、確認ができない場合は採用しません。
- ⑥ 経験年数算定でのご不明な点は、お問い合わせください。

3 試験の日程、内容等

(1) 日程

◆第1次試験

期日	会場
11月23日(土)～12月8日(日)	テストセンター <u>※受験までの流れはP3-4で確認してください。</u>

※第1次試験の合格発表は、12月中旬までに合格者のみに通知します。また、合格者の受験番号を宇土市役所に掲示するとともに、宇土市のホームページにも掲載します。

◆第2次試験

期日	会場
12月22日(日)	宇土市役所

(試験当日の注意点)

- ・第1次試験合格者には、受験票を交付しますので、試験日当日は必ず持参してください。
※受験票は、受験申込時のメールアドレスに送付します。
- ・台風等の自然災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合があります。
- ・試験当日は、受験票と筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム等)を持参してください。
- ・時計を持参される場合は、計時機能だけのものに限りませす。
- ・試験日当日検温などにより、体調が優れないと自己判断された場合は、受験をお控えください。
- ・試験日当日のマスク着用は個人の判断とします。

(2) 試験の内容

◆第1次試験

試験種類	出題内容
職務能力試験 (60題・60分)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
職務適応性検査 (20分)	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみるもの

- ・職務能力試験については、基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。また、「国内外の社会情勢への理解」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだこと)や、ニュース等で報道された内容が主題されます。
- ・職務適応性検査は点数化されない(合否に含まれない)検査を行います。

- ・合格者は、総合得点が高い順に決定します。ただし、基準点に満たない試験種類がある場合には総合得点にかかわらず不合格となります。

◆第2次試験 ……第1次試験合格者について次の試験を行います。

試験種類	出題内容
面接試験	個別面接等による口述試験

- ・試験を途中で棄権した方は、不合格となります。
- ・合格者は、総合得点が高い順に決定します。ただし、基準点に満たない試験種類がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

4 受験手続

申込みは、インターネットで行ってください(スマートフォンからも申し込み可能です。)

(1) 申込期間

令和6年10月21日(月)から11月14日(木)まで

インターネットによる申込みは、10月21日(月)午前8時30分から開始します。

なお、11月14日(木)の午後5時15分までに正常に到着したものに限り受け付けます。

(2) 申込手続

市のホームページにアクセスし、手続きを行ってください。

(3) 申込用紙の請求

申込みは、ウェブ上で直接入力していただきますので、専用の申込み用紙はありません。

5 テストセンター方式

(1) テストセンター方式とは

テストセンター方式は、パソコンが設置された試験会場に行って、会場のパソコンを使って受験する試験です。試験会場は、全国約190か所あり、受験者が希望する会場で受験が可能です。

※会場については、「全国テストセンター一覧」でご確認ください。

(2) 予約方法

① 試験会場予約用メールの受信

申込期間終了後(11月14日以降)、受験申込時のメールアドレスに、試験会場予約用メール「受験用IDのお知らせ」を送付します(メール発信元: no-reply@cbt.j2-cloud.jp)。

※あらかじめ上記メールアドレスからのメールが受け取れる設定(cbt.j2-cloud.jpのドメインを許可)にしておいてください。GmailやYahoo!メールなどのフリーメールアドレス、icloudをご利用の場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がありますのでご注意ください。それでも、メールが届かない場合は、総務課人事係までご連絡ください。

② 試験会場を予約(予約期間 11月16日(土)～12月6日(金))

※予約は受験可能期間の末日(12月8日(日))の1営業日前(12月6日(金))まで可能です。

試験会場予約用メールに予約専用サイトの URL が記載されていますので、ID、パスワードを入力し、試験会場の予約をお願いします。なお、メールを受領したら、早めに予約を行ってください。会場の空き状況によっては、ご希望に答えられない場合があります。

※予約完了後、テストセンター会社から試験予約確認メールが配信されます。その際、受験に当たっての注意事項もお知らせされますので必ずご確認ください。

③ テストセンターでの受験(試験期間 11月23日(土)～12月8日(日))

※試験期間を過ぎての受験はできませんのでご注意ください。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和7年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された方の中から採用者を決定します。この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から1年間です。
- (2) 採用時まで資格取得確認ができる免許証等の写しを提出していただきますが、確認できない場合には採用しません。
- (3) 初任給は、今回資格要件としている民間企業等における職務経験等を考慮して、決定します。例えば、高卒後職務経験15年で約24.3万円、大卒後職務経験15年で26万円程度(令和6年4月1日現在の額であり、変動する場合があります。)です。
- (4) 初任給以外にも条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給されます。

7 試験結果の提供

試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、口頭により提供を求めることができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に提供場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では提供できませんのでご注意ください。

請求できる方	提供内容	提供期間	提供場所
試験受験者	科目別得点、総合得点、総合順位、合格最低得点、合格最低順位	各合格発表の翌日から1ヶ月間	宇土市役所 庁舎3階 総務課人事係

8 試験についてのお問い合わせ

宇土市役所 総務部総務課人事係

電話 : 0964-27-3302

所在地 : 〒869-0492 宇土市浦田町 51

E-mail : soumu02@city.uto.lg.jp

URL : <https://www.city.uto.lg.jp>